

年 月 日

長期優良住宅建築等計画通知書

様

大阪市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申し出がありましたので、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第4条の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を通知します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4. 認定に係る住宅の位置

5. 長期優良住宅建築等計画

別添のとおり

様式 2

長期優良住宅建築等計画等の認定申請取り下げ届

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

下記の申請を取り下げたいので、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 7 条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 申請に係る住宅の位置

3. 理 由

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 3

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

大阪市長 様

認定計画実施者 住 所

氏 名

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、大阪市長長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第8条の規定に基づき申出ます。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 理 由

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 4

長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

様

大阪市長

印

下記の申請における長期優良住宅建築等計画等は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の基準に適合しないため、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 申請に係る住宅の位置

3. 理 由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式 5

認定長期優良住宅建築等計画等に係る地位の承継を承認しない旨の通知書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

様

大阪市長

印

下記の申請における認定計画実施者の地位の承継は、下記の理由により承認をしないこととしたので、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 10 条の規定に基づき、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 申請に係る住宅の位置

3. 理 由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式 6

軽微な変更届

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

大阪市長 様

認定計画実施者 住 所
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 7 条に規定する軽微な変更について、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 12 条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 変更の内容

	変 更 前	変 更 後
建築の着手の予定年月日※		
建築の完了の予定年月日※		
譲受人の決定の予定時期※		
長期優良住宅建築等計画等		

(注意)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 上表中、変更される項目のみ記載してください。
- 3 上表※について、6 ヶ月を超える変更は、法第 8 条第 1 項に基づく変更認定申請をしてください。
- 4 長期優良住宅建築等計画は別紙とすることができます。変更にかかる図書を添付してください。

様式 7

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

(新築 / 増築・改築)

年 月 日

大阪市長 様

認定計画実施者 住 所

氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記の通り報告します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

※変更認定申請等を行った場合、直近の認定番号・認定年月日をご記入下さい。

3. 認定に係る住宅の位置

(地名地番)

(住居表示)

4. 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士

【資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【住 所】

【氏 名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【所在地】

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 検査済証の写しの他、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を証する書類を添付してください。
- 3 今後、大阪市より維持管理について通知させていただくことがありますので、住居表示も合わせて記入してください。
- 4 軽微な変更が生じた場合は、軽微な変更届(様式 6)を提出してください。

様式 8

認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する状況報告書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

大阪市長 様

認定計画実施者 住 所

氏 名

電話番号

大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり建築及び維持保全の状況について報告します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 報告の内容

(注意)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 大阪市より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。

様式 9

認定長期優良住宅建築等計画等に関する改善命令書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

様

大阪市長 印

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律
第 13 条

第 1 項
第 2 項
第 3 項

 の規定に基づき、改善の措置を命じます。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 命ずる措置

5. 改善の期限

- (注意)
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定長期優良住宅建築等計画等の認定取消通知書

(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

様

大阪市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条の規定により認定を取り消しましたので、大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 16 条の規定に基づき通知します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 認定年月日 年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 理 由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式 11

証 明 願	
年 月 日	
大阪市長 様	
認定計画実施者 住所	
氏名	
下記について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
☐第6条第1項の規定に基づく認定済み ☐第10条の規定に基づく承認済み であることを証明願います。	
認定計画実施者の住所	
認定計画実施者の氏名	
認定に係る住宅の位置	
認定に係る住宅の構造	
当初認定時の工事種別	
認 定 通 知	第 号 年 月 日
※ 確 認 済 書	第 号 年 月 日
変 更 認 定 通 知	第 号 年 月 日
※ 計 画 変 更 確 認 済 証	第 号 年 月 日
譲 受 人 の 決 定 に 伴 う 変 更 認 定 通 知	第 号 年 月 日
地 位 承 継 承 認	第 号 年 月 日
証 明 理 由	

※法第6条第2項に基づく確認の申し出があった場合のみ記入。

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号
年 月 日

大阪市長 印